

IV-251 常磐新線整備計画について

首都圏新都市鉄道 正会員 末 弘 保
同 柴 山 貞 夫
同 正会員 山 岸 明

1. はじめに

常磐新線は、東京都心と筑波研究学園都市を結ぶ鉄道新線である。本路線は、首都圏北東部地域の鉄道網を充実し、JR常磐線の混雑緩和を図ることが期待される。また、常磐新線は都心から半径60km圏内に位置し、その沿線は大規模な開発の可能性を秘めた地域であることから、良質で大量の住宅地を供給し首都圏の住宅問題の解決に寄与する。常磐新線の整備においては、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」の適用を受け、また鉄道整備基金から無利子貸付を受けることを予定している。本文では、常磐新線の概要並びに整備計画上の特徴について述べる。

2. 経緯

昭和60年7月に運輸政策審議会から「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」（答申第7号）が答申された。この中で常磐新線については、その整備は都市交通対策上喫緊の課題であるとして、東京―守谷町南部間が昭和75年（西暦2000年）までに整備すべき区間、守谷町南部―筑波研究学園都市間が今後新設を検討すべき区間として示された。

昭和62年頃から首都圏では地価が高騰し、低廉な宅地の供給が困難な状況が発生した。そこで、常磐新線整備と沿線開発を念頭においた「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」（一体化法）が平成元年6月に成立した。

このような状況の中で関係者間で検討が進められ、平成3年3月に事業主体となる当社「首都圏新都市鉄道(株)」が関係地方公共団体により設立された。

平成3年9月には、常磐新線整備の基本方針となる一体化法に基づく「基本計画」が関係1都3県から運輸、建設、自治の3大臣に申請され、10月に承認された。そして、同月、当社は運輸大臣に対し、第一種鉄道事業免許を申請し、本年1月免許を取得した。

3. 計画路線の概要

計画路線は、東京都内秋葉原を起点とし、東京都北東部、埼玉県南東部、千葉県北西部、茨城県南部を經由し、筑波研究学園都市に至る。延長は58.3kmである。駅数は19駅で、他の鉄道との結節予定駅は、秋葉原、元浅草、南千住、北千住、南流山、流山新市街地、守谷の7駅である。路線図を図-1に示す。線路構造は、東京都内は主としてトンネル、埼玉県内は都県境付近がトンネルの他は高架橋、千葉県内も一部トンネルの他は高架

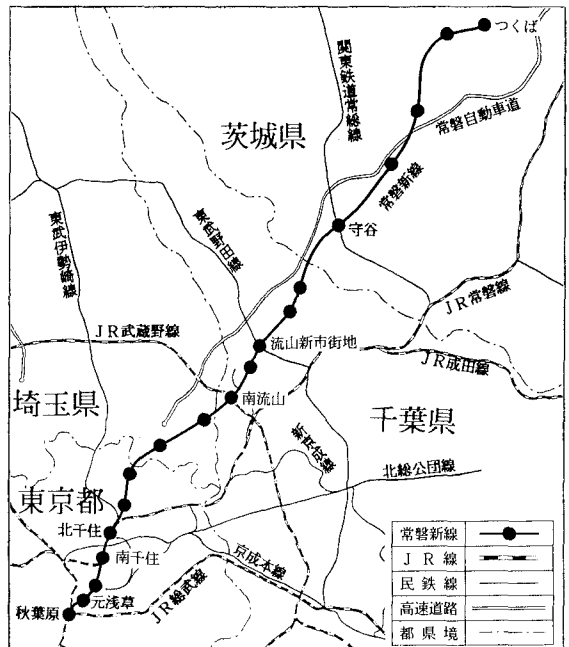


図-1 常磐新線計画路線図

橋、茨城県内は途中まで高架橋でその後掘割となり終点の手前でトンネルとなる。軌間は1,067mmである。電化方式は、守谷以南は直流1,500V、守谷以北は交流20,000Vで計画している。開業目標は平成12年である。

4. 一体化法と基本計画

一体化法では、新たな鉄道の整備により大量の住宅地が供給が促進されると見込まれる場合には、都府県はそれらを一体的に推進する基本計画を作成する事ができるとされている。常磐新線について関係都県が作成した基本計画が、「首都圏北東部地域における宅地開発及び特定鉄道（常磐新線）の整備の一体的推進に関する基本計画」である。この基本計画の宅地開発に関する事項の概要を表-1に示す。

重点地域では一体型土地区画整理事業が行われる。一体型土地区画整理事業の特色は、鉄道事業者や地方公共団体等が、その区画整理事業の施行区域内に所有している土地を、鉄道施設予定地内に集約して換地することができることである。一体型

土地区画整理事業のイメージを図-2に示す。これにより、面整備事業地区内における鉄道用地の取得が容易になると同時に、駅勢圏での宅地供給が円滑に行われる。

さらに一体化法では、関係地方公共団体の鉄道事業者に対する出資などが認められており、地方公共団体が宅地開発と鉄道整備の両事業について中心的役割を担う主体となることが求められている。

5. 建設資金

常磐新線の建設費は約8,000億円である。建設資金は、約4割を鉄道整備基金からの無利子貸付、これと同額を関係地方公共団体からの無利子貸付、残りの約2割を資本金等で調達する計画である。無利子貸付の償還条件は5年据え置き後、10年均等償還となっている。この無利子貸付により約1,500億円の資金の節減となる。鉄道整備基金の貸付先が限られていることや無利子貸付以外の良質な資金調達能力、鉄道建設技術力の観点から、日本鉄道建設公団が建設主体となって施工する予定である。

6. まとめ

常磐新線整備では、集約換地により鉄道用地を生み出すという全く新しい整備手法を用いており、今後の都市鉄道の整備の良き先例となるよう努力していきたい。

表-1 基本計画の概要（宅地開発関係）

項 目	東京 都	埼 玉 県	千 葉 県	茨 城 県	全 体
特定地域	4 区	2 市 1 町	4 市	12 市町村	23 市区町村
住宅地の供給目標	100ha	380ha (平成12年までに)	600ha	1,840ha	2,920ha
重点地域	1 区域	2 区域	5 区域	4 区域	12 区域
駅 数	7 駅	2 駅	5 駅	5 駅	19 駅

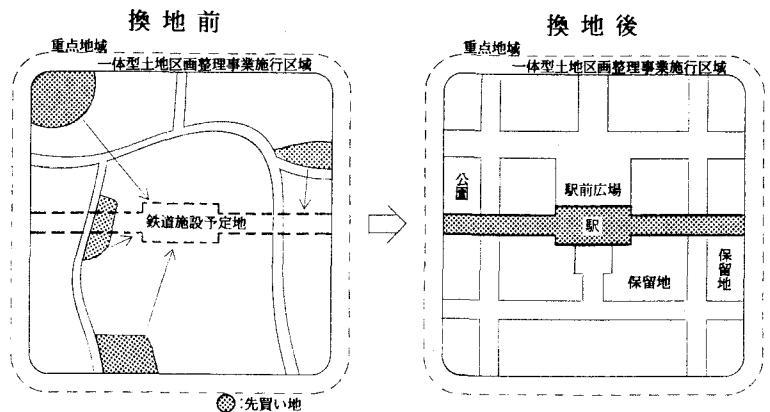


図-2 一体型土地区画整理事業